

○始良市簡易な修繕等に係る随意契約入札参加資格申請等に関する規程

平成22年11月16日訓令第135号の2
改正
平成30年5月1日訓令第38号

始良市簡易な修繕等に係る随意契約入札参加資格申請等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する簡易な修繕等に係る随意契約において見積書を徴することができる者の資格(以下「参加資格」という。)及び随意契約参加資格審査申請書等の提出時期、方法その他必要な事項を定める。

(参加資格)

第2条 参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 審査基準日から直前2年以上市内に主たる事業所又は住所を有し、かつ、別表に定める工事を行っている者
- (2) 市の定期資格審査において、建設工事等入札参加資格審査申請書を提出していない者又は建設工事等入札参加資格審査申請書を提出しているが零細企業及び個人事業主である者

(対象)

第3条 対象となる簡易な修繕等は、予定価格が30万円未満の修繕等とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 特に高度な技術が必要と判断されるもの
- (2) 技術上の資格又は許可の必要なもの
- (3) 市長が特に認めるもの

(参加資格の認定)

第4条 参加資格の認定は、別表に定める業種ごとに行うものとする。

(申請書等の提出)

第5条 参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、随意契約参加資格審査申請書(簡易な修繕等)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 修繕等実績書(様式第2号)
- (2) 参加資格の審査を受けようとする者が個人である場合
 - ア 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
 - イ 都道府県税について未納の税額がないことの証明書
 - ウ 始良市の市税(同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)について未納の税額がないことの証明書
 - エ 身分証明書
 - オ 成年後見登記事項証明書
 - カ 印鑑証明書
- (3) 参加資格の審査を受けようとする者が法人である場合
 - ア 法人税、所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書で、法人及び代表者に係るもの
 - イ 都道府県税について未納の税額がないことの証明書で、法人及び代表者に係るもの
 - ウ 始良市の市税(同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)について未納の税額がないことの証明書で、法人及び代表者に係るもの
 - エ 登記事項証明書(法人に係るもの)
 - オ 印鑑証明書(法人に係るもの)
- (4) その他市長が指定する書類

(申請時期)

第6条 申請書の申請時期等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請時期 定期の資格審査の申請時期は、審査年度の前年度の12月から1月までの間で市長

が定める期間とする。

- (2) 申請場所 始良市宮島町25番地 始良市役所工事監査課
- (3) 申請部数及び方法 原本1部を提出すること。
- (4) 市長が特に必要と認めるときは、第1号に規定する申請時期を随時に変更することができる。
この場合において、市長は、変更後の申請時期を遅滞なく告示するものとする。

(資格決定通知)

第7条 市長は、随意契約入札参加資格審査の結果、認定した場合は申請者に資格決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、始良市簡易な修繕等随意契約入札参加資格者名簿（様式第4号）を作成し、これを保管するものとする。

(定期の審査等)

第8条 定期の資格審査は、平成22年度及びこれに続く2年ごとに到来する年度（以下「審査年度」という。）に行う。

(資格の有効期間)

第9条 審査年度における資格審査により参加資格を認められた者の参加資格の有効期間は、当該審査年度の4月1日から起算して2年間とする。

2 第6条第4号に規定する随時の資格審査により参加資格を認められた者の入札参加資格の有効期間は、参加資格を認められた日から、その日後に最初に到来する審査年度の前年度の3月31日までとする。

(変更の届出)

第10条 参加資格の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、直ちに随意契約参加資格審査申請書記載事項変更届（簡易な修繕等）（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（所在地）及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 組織（個人から有限会社への変更等）
- (5) 実印、使用印鑑等
- (6) その他市長が必要と認める事項

(廃止及び休止の届出)

第11条 認定者は、営業を廃止し、又は休止したときは、直ちに随意契約参加者認定取下（休止）届（様式第6号）により届け出なければならない。

(資格の取消通知)

第12条 市長は、登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為等があったと認められたときは、資格取消通知書（様式第7号）により登録を取り消すことができる。

(雑則)

第13条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成23年の申請時期は、第6条第1号の規定にかかわらず、1月17日から2月16日までとする。
- 3 前項の申請に基づく参加資格の有効期間は、第9条の規定にかかわらず、平成24年9月30日までとする。

附 則（平成30年5月1日訓令第38号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年度以後の入札参加資格の定期審査以降に実施する入札参加資格審査から適用する。
(入札参加資格の有効期間の特例)
- 2 この告示の施行の際現に第2条の規定による改正前の始良市簡易な修繕等に係る随意契約入札参加資格申請等に関する規程第9条の改正規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間は、平成32年3月31日までとする。

別表（第2条、第4条関係）
業者分類表（簡易な修繕等）

No.	業種	修繕工事等の例示
1	大工	大工修繕、型枠修繕、造作修繕等
2	左官	左官修繕、モルタル修繕、とぎ出し修繕、洗い出し修繕、吹き付け修繕、ブロック・レンガ積み、タイル張り等
3	電気	構内電気設備・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電盤、配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕 ガス管配管修繕、ダクト修繕等
5	ガラス	ガラス取付け等
6	板金	板金加工取付修繕、建築板金修繕等
7	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等
8	塗装	塗装、ライニング等
9	内装	インテリア修繕、天井仕上修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕等、畳張替え等、布張り仕上
10	機械・器具	各種機械・器具等修繕
11	鉄骨	鉄骨構造物修繕
12	その他	1～11に該当しないその他の修繕等

- 様式第1号
（第5条関係）
様式第2号
（第5条関係）
様式第3号
（第7条関係）
様式第4号
（第7条関係）
様式第5号
（第10条関係）
様式第6号
（第11条関係）
様式第7号
（第12条関係）